

## 令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置

岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部が発注する建設工事に関して、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置を定め、令和 7 年 3 月 1 日から適用します。

### 措置の概要

#### ①対象となる単価

労務単価及び資材単価等

#### ②請負代金額の変更の考え方

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、令和 7 年 2 月末までの単価を適用して予定価格を積算しているものについて、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$  及び  $k$  は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算した予定価格に相当する価格

$k$  : 当初契約の落札率

※令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事については、工事請負契約約款第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）に基づく請負代金額の変更が可能となる場合があるため、発注者と協議願います。